

平成29年3月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

平成29年2月27日

## 平成29年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

|              |                            |    |
|--------------|----------------------------|----|
| 議案第1号関係資料    | 市道路線認定位置図                  | 4  |
| 議案第2号関係資料    | 市道路線認定位置図                  | 5  |
| 議案第3号関係資料(1) | 伊那市組織条例新旧対照表               | 6  |
| 議案第3号関係資料(2) | 伊那市総合計画審議会条例新旧対照表          | 7  |
| 議案第3号関係資料(3) | 伊那市土地利用計画審議会条例新旧対照表        | 8  |
| 議案第3号関係資料(4) | 伊那市地域情報化審議会条例新旧対照表         | 9  |
| 議案第3号関係資料(5) | 伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会条例新旧対照表  | 10 |
| 議案第3号関係資料(6) | 伊那市地方創生総合戦略審議会条例新旧対照表      | 11 |
| 議案第3号関係資料(7) | 伊那市新産業技術推進協議会条例新旧対照表       | 12 |
| 議案第4号関係資料(1) | 伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表 | 13 |
| 議案第4号関係資料(2) | 伊那市個人情報保護条例新旧対照表           | 14 |
| 議案第5号関係資料(1) | 伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表 | 15 |
| 議案第5号関係資料(2) | 伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表     | 19 |
| 議案第5号関係資料(3) | 伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表    | 22 |
| 議案第6号関係資料    | 伊那市特別会計条例新旧対照表             | 23 |
| 議案第7号関係資料    | 伊那市積立基金条例新旧対照表             | 24 |
| 議案第8号関係資料(1) | 伊那市税条例等改正概要                | 25 |
| 議案第8号関係資料(2) | 伊那市税条例新旧対照表(第1条関係)         | 26 |
| 議案第8号関係資料(3) | 伊那市税条例新旧対照表(第2条関係)         | 28 |

|              |                            |    |
|--------------|----------------------------|----|
| 議案第8号関係資料(4) | 伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表…………… | 39 |
| 議案第9号関係資料    | 伊那市子育て支援センター条例新旧対照表……………   | 41 |
| 議案第10号関係資料   | 伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表……………   | 43 |
| 議案第11号関係資料   | 伊那市営住宅条例新旧対照表……………         | 45 |
| 議案第12号関係資料   | 伊那市学校給食共同調理場条例新旧対照表……………   | 46 |

# 市道路線認定位置図



| 凡 例      |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 認定区間(新設) | ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬             |
| 認定区間(既設) | ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬             |
| 廃止区間     | ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● |

# 市道路線認定位置図



美篤 5275-6

市道下県2号線

I-4427  
市道 下県指定496号線  
認定区間  
延長 48.0m  
幅員 6.2m

市道下川手上原線

美篤 5275-3

複合福祉施設  
みぶの里

市道三峰川右岸土地改良幹線

三峰川

| 凡 例      |  |
|----------|--|
| 認定区間(新設) |  |
| 認定区間(既設) |  |
| 廃止区間     |  |

# 議案第3号関係資料(1)

## 伊那市組織条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、その内部組織として次の部を設置する。</p> <p>総務部</p> <p>市民生活部～水道部 略</p>   | <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、その内部組織として次の部を設置する。</p> <p>総務部</p> <p><u>企画部</u></p> <p>市民生活部～水道部 略</p>   |
| <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 総合企画、地域政策、人権及び男女共同参画、情報処理並びに統計に関する</u><br/><u>こと。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>市民生活部～水道部 略</p> | <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>(1) 総合企画並びに人権及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 地域政策及び人口増対策に関すること。</u></p> <p><u>(3) 情報処理及び統計に関すること。</u></p> <p>市民生活部～水道部 略</p> |

## 議案第3号関係資料(2)

### 伊那市総合計画審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(庶務)<br/>第7条 審議会の庶務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p> | <p>(庶務)<br/>第7条 審議会の庶務は、<u>企画部企画政策課</u>において処理する。</p> |

### 議案第3号関係資料(3)

#### 伊那市土地利用計画審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(庶務)<br/>第6条 審議会の庶務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p> | <p>(庶務)<br/>第6条 審議会の庶務は、<u>企画部企画政策課</u>において処理する。</p> |



## 議案第3号関係資料(4)

### 伊那市地域情報化審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(庶務)<br/>第5条 審議会の庶務は、<u>総務部</u>情報統計課において処理する。</p> | <p>(庶務)<br/>第5条 審議会の庶務は、<u>企画部</u>情報統計課において処理する。</p> |

## 議案第3号関係資料(5)

### 伊那地域定住自立圏共生ビジョン協議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(庶務)<br/>第7条 協議会の庶務は、<u>総務部</u>地域創造課において処理する。</p> | <p>(庶務)<br/>第7条 協議会の庶務は、<u>企画部</u>地域創造課において処理する。</p> |

## 議案第3号関係資料(6)

### 伊那市地方創生総合戦略審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(庶務)<br/>第7条 審議会の庶務は、<u>総務部</u>地域創造課において処理する。</p> | <p>(庶務)<br/>第7条 審議会の庶務は、<u>企画部</u>地域創造課において処理する。</p> |

## 議案第3号関係資料(7)

### 伊那市新産業技術推進協議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(庶務)<br/>第8条 協議会の庶務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p> | <p>(庶務)<br/>第8条 協議会の庶務は、<u>企画部企画政策課</u>において処理する。</p> |

## 議案第4号関係資料(1)

### 伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>第3条 伊那市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>略</p> <p>第28条第2項中「提出先」の次に「(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。</p> | <p>第3条 伊那市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>略</p> <p>第28条第2項中「提出先」の次に「(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。</p> |

## 議案第4号関係資料(2)

### 伊那市個人情報保護条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(開示請求権)</p> <p>第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次章において同じ。）の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。</p> <p>2 略</p> | <p>(開示請求権)</p> <p>第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節から第4章までにおいて同じ。）の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。</p> <p>2 略</p> |

# 議案第5号関係資料(1)

## 伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧 | 新   |
|---|---|
|   | <p><u>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p><u>第5条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、市長が規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下この条、次条及び第7条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p><u>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、市長が規則で定めるもの</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市長が規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下この条、次条及び第7条において同じ。）を養育」とあるのは、「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> |

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、第14条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「<u>満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者</u>（以下この項において「<u>要介護者</u>」という。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> | <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、第14条第1項に規定する<u>要介護者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第14条第1項に規定する要介護者</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> |
| <p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第4条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>3 前項の規定は、第14条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「<u>満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところによ</p>  | <p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第4条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第14条第1項に規定する<u>要介護者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に</u></p>  |



| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>り、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>   | <p>達するまでの子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>  |
| <p>（休暇の種類）</p> <p>第10条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。</p>  | <p>（休暇の種類）</p> <p>第10条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。</p>  |
| <p>（介護休暇）</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> | <p>（介護休暇）</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が<u>要介護者</u>（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、<u>任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間</u>（以下「<u>指定期間</u>」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> |
|  | <p>（<u>介護時間</u>）</p> <p>第14条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない</u></p>  |

| 旧   | 新   |
|---|---|
|   | <p><u>範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p>  |
| <p>(療養休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認)<br/> 第16条 療養休暇、特別休暇（市長が規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び組合休暇については、市長が規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> | <p>(療養休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇の承認)<br/> 第16条 療養休暇、特別休暇（市長が規則で定めるものを除く。）、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇については、市長が規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> |

## 議案第5号関係資料(2)

### 伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ 略</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ 略</p> |
|  | <p><u>(法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p><u>第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p>   |

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><u>第2条の2</u> 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6か月に達する日</u></p> <p>ア～イ 略</p> | <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><u>第2条の3</u> 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>ア～イ 略</p> |
| <p>(法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3</u> 略</p>   | <p>(法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4</u> 略</p>   |
| <p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>   | <p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p>  |

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(2) 略<br/> (3) 略<br/> (4) 略<br/> (5) 略<br/> (6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u><br/> (7) 略</p>  | <p><u>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u><br/> <u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u><br/> <u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u><br/> (3) 略<br/> (4) 略<br/> (5) 略<br/> (6) 略<br/> <u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u><br/> (8) 略</p> |
| <p><u>（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）</u><br/> <u>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、市長の定めるところにより、号俸を調整することができる。</u></p> | <p><u>（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）</u><br/> <u>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</u></p>   |

## 議案第5号関係資料(3)

### 伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>(給与の減額)</p> <p>第63条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する休暇(介護休暇及び組合休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> | <p>(給与の減額)</p> <p>第63条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する休暇(介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> |

## 議案第6号関係資料

### 伊那市特別会計条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 公有財産管理活用事業</u></p> |

# 議案第7号関係資料

## 伊那市積立基金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧             |                               |         | 新             |                                    |                          |
|---------------|-------------------------------|---------|---------------|------------------------------------|--------------------------|
| 別表（第2条、第7条関係） |                               |         | 別表（第2条、第7条関係） |                                    |                          |
| 名称            | 目的及び用途                        | 会計名     | 名称            | 目的及び用途                             | 会計名                      |
| 略             |                               |         | 略             |                                    |                          |
| ごみ処理施設整備基金    | ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。 | 伊那市一般会計 | ごみ処理施設整備基金    | ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。      | 伊那市一般会計                  |
|               |                               |         | <u>土地取得基金</u> | <u>公有地の購入、管理及び売却に要する費用の財源に充てる。</u> | <u>伊那市公有財産管理活用事業特別会計</u> |



## 議案第8号関係資料(1)

### 伊那市税条例等改正概要

| 改 正 事 項  | 関係条項  | 施行期日  |
|--|---|---|
| <p><b>1 市民税関係</b><br/>個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長するもの（第1条関係）</p> <p><b>2 軽自動車税関係</b><br/>                     (1) グリーン化特例（軽課）を1年延長するもの（第1条関係）<br/>                     (2) 軽自動車税に環境性能割を導入し、現行の軽自動車税を種別割とするもの（第2条関係）</p> <p>(3) 現行の軽自動車税を種別割とする等規定を整備するもの（第3条関係）</p> | <p>伊那市税条例<br/>附則第7条の3の2</p> <p>附則第16条<br/>第18条の3、第80条～第83条、<br/>第85条、第87条～第91条、<br/>附則第15条の2～第16条</p> <p>伊那市税条例の一部を改正する条例<br/>附則第5条</p> | <p>平成29年4月1日</p> <p>〃<br/>平成31年10月1日</p> <p>〃</p> |

## 議案第8号関係資料(2)

### 伊那市税条例新旧対照表（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 旧  | 新  |         |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|--|--|---------|--------|--|--------|--------|--|---------|---------|--|--------|--------|--|--------|--------|---|-------------|--------|--------|--|--------|--------|--|---------|---------|--|--------|--------|--|--------|--------|
| 附 則  | 附 則  |         |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
| <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2～3 略</p>   | <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2～3 略</p> |         |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
| <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>第82条第2号ア</u></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車</p> | <u>第82条第2号ア</u>  | 3,900円  | 4,600円 |  | 6,900円 | 8,200円 |  | 10,800円 | 12,900円 |  | 3,800円 | 4,500円 |  | 5,000円 | 6,000円 | <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>第2号ア</u></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限</p> | <u>第2号ア</u> | 3,900円 | 4,600円 |  | 6,900円 | 8,200円 |  | 10,800円 | 12,900円 |  | 3,800円 | 4,500円 |  | 5,000円 | 6,000円 |
| <u>第82条第2号ア</u>  | 3,900円   | 4,600円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 6,900円   | 8,200円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 10,800円  | 12,900円 |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 3,800円   | 4,500円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 5,000円   | 6,000円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
| <u>第2号ア</u>  | 3,900円   | 4,600円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 6,900円   | 8,200円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 10,800円  | 12,900円 |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 3,800円   | 4,500円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |
|  | 5,000円   | 6,000円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |   |             |        |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |

| 旧   |         |        | 新   |         |        |
|---|---------|--------|---|---------|--------|
| 税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  |         |        | り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  |         |        |
| 第82条第2号ア  | 3,900円  | 1,000円 | 第2号ア  | 3,900円  | 1,000円 |
|   | 6,900円  | 1,800円 |   | 6,900円  | 1,800円 |
|   | 10,800円 | 2,700円 |   | 10,800円 | 2,700円 |
|   | 3,800円  | 1,000円 |   | 3,800円  | 1,000円 |
|   | 5,000円  | 1,300円 |   | 5,000円  | 1,300円 |
| 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |         |        | 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |         |        |
| 第82条第2号ア  | 3,900円  | 2,000円 | 第2号ア  | 3,900円  | 2,000円 |
|   | 6,900円  | 3,500円 |   | 6,900円  | 3,500円 |
|   | 10,800円 | 5,400円 |   | 10,800円 | 5,400円 |
|   | 3,800円  | 1,900円 |   | 3,800円  | 1,900円 |
|   | 5,000円  | 2,500円 |   | 5,000円  | 2,500円 |
| 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。                |         |        | 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。                |         |        |
| 第82条第2号ア  | 3,900円  | 3,000円 | 第2号ア  | 3,900円  | 3,000円 |
|   | 6,900円  | 5,200円 |   | 6,900円  | 5,200円 |
|   | 10,800円 | 8,100円 |   | 10,800円 | 8,100円 |
|   | 3,800円  | 2,900円 |   | 3,800円  | 2,900円 |
|   | 5,000円  | 3,800円 |   | 5,000円  | 3,800円 |

## 議案第8号関係資料(3)

### 伊那市税条例新旧対照表 (第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>  | <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>  |
| <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日</p> | <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項</u>の申告書、<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項</u>の申告書、<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日</p> |

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>から1月を経過する日までの期間<br/>(4)～(6) 略</p>   | <p>までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間<br/>(4)～(6) 略</p>   |
| <p>(軽自動車税の納税義務者等)<br/>第80条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</u><br/>2 <u>軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u><br/>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</u></p> | <p>(軽自動車税の納税義務者等)<br/>第80条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u><br/>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u><br/>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p>   |
| <p>第81条 削除</p>   | <p>(<u>軽自動車税のみならず課税</u>)<br/>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u><br/>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u><br/>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u><br/>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を</u></p> |

| 旧 | 新  |
|---|--|
|   | <p><u>法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>   |
|   | <p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u><br/> <u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p>   |
|   | <p><u>(環境性能割の課税標準)</u><br/> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p>  |
|   | <p><u>(環境性能割の税率)</u><br/> <u>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u><br/> <u>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u><br/> <u>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u><br/> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> |
|   | <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u><br/> <u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p>   |
|   | <p><u>(環境性能割の申告納付)</u><br/> <u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様</u></p>  |

| 旧  | 新   |
|--|---|
|  | <p>式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p>   |
|  | <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p>第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> |
|  | <p><u>（環境性能割の減免）</u></p> <p>第81条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p>  |
| <p>（軽自動車税の税率）</p> <p>第82条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</u></p> <p><u>三輪のもの 年額 3,900円</u></p> <p><u>四輪以上のもの</u></p> | <p>（種別割の税率）</p> <p>第82条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>（ア） 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</u></p> <p><u>（イ） 三輪のもの 年額 3,900円</u></p> <p><u>（ウ） 四輪以上のもの</u></p>     |

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>乗用のもの<br/> <u>営業用 年額 6,900円</u><br/> <u>自家用 年額 10,800円</u><br/>           貨物用のもの<br/> <u>営業用 年額 3,800円</u><br/> <u>自家用 年額 5,000円</u><br/> <u>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u><br/>           イ 小型特殊自動車<br/> <u>農耕作業用のもの 年額 2,400円</u><br/> <u>その他のもの 年額 5,900円</u><br/>           (3) 略</p>  | <p>a 乗用のもの<br/> <u>営業用 年額 6,900円</u><br/> <u>自家用 年額 10,800円</u><br/>           b 貨物用のもの<br/> <u>営業用 年額 3,800円</u><br/> <u>自家用 年額 5,000円</u><br/>           c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円<br/>           イ 小型特殊自動車<br/> <u>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</u><br/> <u>(イ) その他のもの 年額 5,900円</u><br/>           (3) 略</p>  |
| <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)<br/>           第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。<br/>           2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p>   | <p>(種別割の賦課期日及び納期)<br/>           第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。<br/>           2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p>  |
| <p>(軽自動車税の徴収の方法)<br/>           第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>  | <p>(種別割の徴収の方法)<br/>           第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>   |
| <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)<br/>           第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。<br/>           2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については</p> | <p>(種別割に関する申告又は報告)<br/>           第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。<br/>           2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあって</p> |



| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、<u>原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、<u>規則</u>で定めるところにより<u>当該請求</u>のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> | <p><u>ては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書<u>並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、<u>規則</u>の定めるところにより、<u>当該請求</u>のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> |
| <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2～3 略</p>  | <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2～3 略</p>  |
| <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、その<u>所有者</u>に対して課する<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益のために直接専用する軽自動車等</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を<u>添付して</u>、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>   | <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、その<u>軽自動車等の所有者等</u>に対して課する<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益のために直接専用する軽自動車等</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を<u>添付し</u>、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>   |

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>   | <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>   |
| <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、市長が必要と認めるもの</u>（1台に限る。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）、長野県知事の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代</p> | <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）、長野県知事の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代</p> |

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p>   | <p>ると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p>   |
| <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 法第443条又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、<u>又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</u></p> <p>8～9 略</p> | <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき<u>又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</u></p> <p>8～9 略</p> |
| <p>附 則</p>  | <p>附 則</p>   |
|   | <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>)</p> <p><u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、長野県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うもの</u></p>   |

| 旧   | 新  |          |        |          |     |        |        |     |        |        |
|-----|--|----------|--------|----------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|
|     | とする。   |          |        |          |     |        |        |     |        |        |
|     | <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、長野県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p>   |          |        |          |     |        |        |     |        |        |
|     | <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「長野県知事」とする。</p>   |          |        |          |     |        |        |     |        |        |
|     | <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第15条の5 市は、長野県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として長野県に交付する。</p>   |          |        |          |     |        |        |     |        |        |
|     | <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 1126 2123 1241"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> | 第1号      | 100分の1 | 100分の0.5 | 第2号 | 100分の2 | 100分の1 | 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |
| 第1号 | 100分の1   | 100分の0.5 |        |          |     |        |        |     |        |        |
| 第2号 | 100分の2   | 100分の1   |        |          |     |        |        |     |        |        |
| 第3号 | 100分の3   | 100分の2   |        |          |     |        |        |     |        |        |

| 旧   |         |         | 新      |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|---|---------|---------|--------|--|--------|--------|--|---------|---------|--|--------|--------|--|--------|--------|------|--------|--------|--|--------|--------|--|---------|--------|--|--------|--------|--|--------|--------|------|--------|--------|--|--------|--------|--|---------|--------|---|---------|--------|--------|-----------|--------|--------|--|---------|---------|-----------|--------|--------|--|--------|--------|
| <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> </table> | 第2号ア    | 3,900円  | 4,600円 |  | 6,900円 | 8,200円 |  | 10,800円 | 12,900円 |  | 3,800円 | 4,500円 |  | 5,000円 | 6,000円 | 第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |  | 6,900円 | 1,800円 |  | 10,800円 | 2,700円 |  | 3,800円 | 1,000円 |  | 5,000円 | 1,300円 | 第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |  | 6,900円 | 3,500円 |  | 10,800円 | 5,400円 | <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: none;">第2号ア(ウ) a</td> <td style="border-bottom: none; text-align: center;">6,900円</td> <td style="border-bottom: none; text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none; text-align: center;">10,800円</td> <td style="border-top: none; text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: none;">第2号ア(ウ) b</td> <td style="border-bottom: none; text-align: center;">3,800円</td> <td style="border-bottom: none; text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: none;"></td> <td style="border-top: none; text-align: center;">5,000円</td> <td style="border-top: none; text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> | 第2号ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 | 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 8,200円 |  | 10,800円 | 12,900円 | 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 4,500円 |  | 5,000円 | 6,000円 |
| 第2号ア  | 3,900円  | 4,600円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 6,900円  | 8,200円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 10,800円 | 12,900円 |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 3,800円  | 4,500円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 5,000円  | 6,000円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
| 第2号ア  | 3,900円  | 1,000円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 6,900円  | 1,800円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 10,800円 | 2,700円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 3,800円  | 1,000円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 5,000円  | 1,300円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
| 第2号ア  | 3,900円  | 2,000円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 6,900円  | 3,500円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 10,800円 | 5,400円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
| 第2号ア(イ)   | 3,900円  | 4,600円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
| 第2号ア(ウ) a   | 6,900円  | 8,200円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 10,800円 | 12,900円 |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
| 第2号ア(ウ) b   | 3,800円  | 4,500円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |
|   | 5,000円  | 6,000円  |        |  |        |        |  |         |         |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |  |        |        |  |        |        |      |        |        |  |        |        |  |         |        |   |         |        |        |           |        |        |  |         |         |           |        |        |  |        |        |

| 旧   |                |               | 新 |
|---|----------------|---------------|---|
|   | <u>3,800円</u>  | <u>1,900円</u> |   |
|   | <u>5,000円</u>  | <u>2,500円</u> |   |
| <p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |                |               |   |
| 第2号ア  | <u>3,900円</u>  | <u>3,000円</u> |   |
|   | <u>6,900円</u>  | <u>5,200円</u> |   |
|   | <u>10,800円</u> | <u>8,100円</u> |   |
|   | <u>3,800円</u>  | <u>2,900円</u> |   |
|   | <u>5,000円</u>  | <u>3,800円</u> |   |

# 議案第8号関係資料(4)

## 伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧   |          |  | 新   |           |  |
|---|----------|--|---|-----------|--|
| 附 則   |          |  | 附 則   |           |  |
| <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |          |  | <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る伊那市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる回条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |           |  |
| 新条例第82条第2号ア   | 3,900円   | 3,100円   | 第82条第2号ア(イ)   | 3,900円    | 3,100円   |
|   | 6,900円   | 5,500円   | 第82条第2号ア(ウ) a   | 6,900円    | 5,500円   |
|   | 10,800円  | 7,200円   |   | 10,800円   | 7,200円   |
|   | 3,800円   | 3,000円   | 第82条第2号ア(ウ) b   | 3,800円    | 3,000円   |
|   | 5,000円   | 4,000円   |   | 5,000円    | 4,000円   |
| 新条例附則第16条第1項の表以外の部分   | 第82条     | 伊那市税条例の一部を改正する条例(平成26年伊那市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条 | 附則第16条第1項   | 第82条      | 伊那市税条例の一部を改正する条例(平成26年伊那市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| 新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項  | 第82条第2号ア | 平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア   | 附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項  | 第2号ア(イ)   | 平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)  |
|   | 3,900円   | 3,100円   |   | 3,900円    | 3,100円   |
|   | 6,900円   | 5,500円   | 附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項  | 第2号ア(ウ) a | 平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a  |
|   | 10,800円  | 7,200円   |   | 6,900円    | 5,500円   |
|   |          |  |   | 10,800円   | 7,200円   |
|   |          |  | 附則第16条第1項の表   | 第2号ア(ウ) b | 平成26年改正条例附則第5条の規   |

| 旧             |               | 新             |                             |
|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|
|               |               | 第2号ア(ウ) bの項   | 定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b |
| <u>3,800円</u> | <u>3,000円</u> | <u>3,800円</u> | <u>3,000円</u>               |
| <u>5,000円</u> | <u>4,000円</u> | <u>5,000円</u> | <u>4,000円</u>               |



# 議案第9号関係資料

## 伊那市子育て支援センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧  | 新   |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
|--|---|----|---|--|----------------|--------------|--|----|----|---|--|----------------|--------------|-----------------|--------------|
| <p>(名称及び位置)<br/>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市美篤子育て支援センター</td> <td>伊那市美篤3107番地1</td> </tr> </tbody> </table> | 名称  | 位置 | 略 |  | 伊那市美篤子育て支援センター | 伊那市美篤3107番地1 | <p>(名称及び位置)<br/>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市美篤子育て支援センター</td> <td>伊那市美篤3107番地1</td> </tr> <tr> <td>伊那市西箕輪子育て支援センター</td> <td>伊那市西箕輪6579番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 |  | 伊那市美篤子育て支援センター | 伊那市美篤3107番地1 | 伊那市西箕輪子育て支援センター | 伊那市西箕輪6579番地 |
| 名称   | 位置  |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| 略  |   |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| 伊那市美篤子育て支援センター   | 伊那市美篤3107番地1  |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| 名称   | 位置  |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| 略  |   |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| 伊那市美篤子育て支援センター   | 伊那市美篤3107番地1  |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| 伊那市西箕輪子育て支援センター  | 伊那市西箕輪6579番地  |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| <p><u>(使用料)</u><br/>第6条 <u>センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。</u><br/>2 <u>前項の使用料は、1世帯につき、申請の日が属する年度のうち、利用を予定する月数に200円を乗じた額とする。ただし、市内に住所を有しない者は、当該月数に400円を乗じた額とする。</u></p>  | <p><u>(使用料)</u><br/>第6条 <u>センターの使用料は、無料とする。</u></p> |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| <p><u>(使用料の減免)</u><br/>第7条 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>  |   |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| <p><u>(使用料の還付)</u><br/>第8条 <u>既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>   |   |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |
| <p>(利用の制限)<br/>第9条 略</p>   | <p>(利用の制限)<br/>第7条 略</p>                            |    |   |  |                |              |  |    |    |   |  |                |              |                 |              |

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(損害補償)</p> <p><u>第10条</u> 利用者が、故意又は過失によりセンターの建物又は設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の<u>責</u>に帰しないと認めた場合は、この限りでない。</p> | <p>(損害補償)</p> <p><u>第8条</u> <u>センターを利用する者</u>（以下「利用者」という。）が、故意又は過失によりセンターの建物又は設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の<u>責め</u>に帰しないと認めた場合は、この限りでない。</p> |
| <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>  | <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>  |

# 議案第10号関係資料

## 伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧   | 新   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
|---|---|----|---|--|------------------|---------------------|----------|---------------|---|--|------------------|----------------------|-----------|---------------|-----------------|---------------------|----------------|----------------|---|--|---|----|----|---|--|----------|---------------|---|--|-----------|---------------|---|--|----------------|----------------|---|--|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>老人憩の家東春近荘</u></td> <td><u>伊那市東春近2347番地</u></td> </tr> <tr> <td>老人憩の家手良荘</td> <td>伊那市手良沢岡863番地2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>老人憩の家西箕輪荘</u></td> <td><u>伊那市西箕輪6702番地1</u></td> </tr> <tr> <td>老人憩の家西春近荘</td> <td>伊那市西春近5140番地3</td> </tr> <tr> <td><u>老人憩の家西部荘</u></td> <td><u>伊那市荒井3834番地1</u></td> </tr> <tr> <td>伊那市高遠町老人福祉センター</td> <td>伊那市高遠町長藤1770番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称  | 位置 | 略 |  | <u>老人憩の家東春近荘</u> | <u>伊那市東春近2347番地</u> | 老人憩の家手良荘 | 伊那市手良沢岡863番地2 | 略 |  | <u>老人憩の家西箕輪荘</u> | <u>伊那市西箕輪6702番地1</u> | 老人憩の家西春近荘 | 伊那市西春近5140番地3 | <u>老人憩の家西部荘</u> | <u>伊那市荒井3834番地1</u> | 伊那市高遠町老人福祉センター | 伊那市高遠町長藤1770番地 | 略 |  | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人憩の家手良荘</td> <td>伊那市手良沢岡863番地2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人憩の家西春近荘</td> <td>伊那市西春近5140番地3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市高遠町老人福祉センター</td> <td>伊那市高遠町長藤1770番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 |  | 老人憩の家手良荘 | 伊那市手良沢岡863番地2 | 略 |  | 老人憩の家西春近荘 | 伊那市西春近5140番地3 | 略 |  | 伊那市高遠町老人福祉センター | 伊那市高遠町長藤1770番地 | 略 |  |
| 名称  | 位置  |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 略   |   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| <u>老人憩の家東春近荘</u>  | <u>伊那市東春近2347番地</u>   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 老人憩の家手良荘  | 伊那市手良沢岡863番地2   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 略   |   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| <u>老人憩の家西箕輪荘</u>  | <u>伊那市西箕輪6702番地1</u>  |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 老人憩の家西春近荘   | 伊那市西春近5140番地3   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| <u>老人憩の家西部荘</u>   | <u>伊那市荒井3834番地1</u>   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 伊那市高遠町老人福祉センター  | 伊那市高遠町長藤1770番地  |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 略   |   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 名称  | 位置  |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 略   |   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 老人憩の家手良荘  | 伊那市手良沢岡863番地2   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 略   |   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 老人憩の家西春近荘   | 伊那市西春近5140番地3   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 略   |   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 伊那市高遠町老人福祉センター  | 伊那市高遠町長藤1770番地  |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| 略   |   |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| <p>(使用料)</p> <p>第12条 <u>老人憩の家緑の家</u>、<u>老人憩の家東春近荘</u>、老人憩の家手良荘、老人憩の家富県荘、老人憩の家西箕輪荘、老人憩の家西春近荘、老人憩の家西部荘、美篤世代間交流施設及び長藤健康増進施設の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>  | <p>(使用料)</p> <p>第12条 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家富県荘、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設及び長藤健康増進施設の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |
| <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 <u>老人憩の家緑の家</u>、<u>老人憩の家東春近荘</u>、老人憩の家手良荘、老人憩の家富県荘、老人憩の家西箕輪荘、老人憩の家西春近荘、老人憩の家西部荘、美篤世代間交流施設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>  | <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家富県荘、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>       |    |   |  |                  |                     |          |               |   |  |                  |                      |           |               |                 |                     |                |                |   |  |   |    |    |   |  |          |               |   |  |           |               |   |  |                |                |   |  |

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 老人憩の家緑の家、<u>老人憩の家東春近荘</u>、老人憩の家手良荘、老人憩の家富県荘、<u>老人憩の家西箕輪荘</u>、老人憩の家西春近荘、<u>老人憩の家西部荘</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p> | <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家富県荘、老人憩の家西春近荘</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p> |

# 議案第11号関係資料

## 伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧                       |              |    |                         |                  | 新                       |              |    |                         |                  |
|-------------------------|--------------|----|-------------------------|------------------|-------------------------|--------------|----|-------------------------|------------------|
| 別表第1 (第2条関係)<br>公営住宅一覧表 |              |    |                         |                  | 別表第1 (第2条関係)<br>公営住宅一覧表 |              |    |                         |                  |
| 名称                      | 位置           | 構造 | 1戸当たり住戸専用床面積            | 建設年度戸数           | 名称                      | 位置           | 構造 | 1戸当たり住戸専用床面積            | 建設年度戸数           |
| 高尾町団地                   | 伊那市山寺2531番地  | 木造 | m <sup>2</sup><br>30.57 | 昭和29年度 <u>4戸</u> | 高尾町団地                   | 伊那市山寺2531番地  | 木造 | m <sup>2</sup><br>30.57 | 昭和29年度 <u>2戸</u> |
|                         | 略            |    |                         |                  |                         | 略            |    |                         |                  |
|                         | 伊那市山寺2515番地2 | 木造 | 29.75                   | 昭和32年度 <u>2戸</u> |                         | 伊那市山寺2515番地2 | 木造 | 29.75                   | 昭和32年度 <u>1戸</u> |
| 略                       |              |    |                         |                  | 略                       |              |    |                         |                  |
| 備考 略                    |              |    |                         |                  | 備考 略                    |              |    |                         |                  |

# 議案第12号関係資料

## 伊那市学校給食共同調理場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧   | 新           |    |   |  |  |    |    |                     |             |   |  |
|---|-------------|----|---|--|--|----|----|---------------------|-------------|---|--|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称          | 位置 | 略 |  | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">伊那中学校・伊那西小学校給食共同調理場</td> <td style="text-align: center;">伊那市荒井4460番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 伊那中学校・伊那西小学校給食共同調理場 | 伊那市荒井4460番地 | 略 |  |
| 名称  | 位置          |    |   |  |  |    |    |                     |             |   |  |
| 略   |             |    |   |  |  |    |    |                     |             |   |  |
| 名称  | 位置          |    |   |  |  |    |    |                     |             |   |  |
| 伊那中学校・伊那西小学校給食共同調理場   | 伊那市荒井4460番地 |    |   |  |  |    |    |                     |             |   |  |
| 略   |             |    |   |  |  |    |    |                     |             |   |  |